

# 和田委員提出資料

- ・ ビギナーズ☆パブコメ集計結果（概要）
- ・ 2011年～2013年に発表された給費制の存続・復活を求める  
弁護士会等の声明・決議一覧



## ビギナーズ☆パブコメ集計結果（概要）

ビギナーズ・ネット事務局

## 1 実施概要

- (1) **実施対象** 法学部・法学系ゼミ・法学系サークルに所属する大学生、法科大学院生・同修了生、司法修習予定者（司法試験合格者）、司法修習生など
- (2) **実施時期** 2012年9月23日～12月9日
- (3) **実施方法** 各大学にて配布・回収、インターネットによる回答受付
- (4) **回答数** 1358通
- (5) **実施目的** 経済的事情によって法曹への道を断念する事態が実際に生じているか否かを調査すること

## 2 結果概要

## (1) Q3-1について

法曹になりたいと思っている者のうち73%が「親の援助」、60%が「奨学金や貸与金の借り入れ」によって費用を賄うと回答している。多くの学生が親からの援助や、奨学金などの借金に頼らなければ法曹になれない現実を示している。

## (2) Q3-2について

<過去に「法曹になりたいと思ったことがある」が、その後法曹を目指さなくなった者>について見ると、法曹を目指さない理由として「経済的負担」を挙げた者の割合は54%であった。特に法科大学院生・修了生に限ると66%にも上った。これは、経済的事情によって法曹への道を断念するという事態が決して特殊な事例ではなく、むしろ広く生じていることを示している。また、その他の理由として「法曹になるまでの時間の長さ」や「三振制の存在」、「リスクの大きさ」等、現在の法曹養成制度が抱える問題点を理由としているものも多く見られ、これらの問題点が、法曹への進路から学生を遠ざける原因となっていることを示すものといえる。

## (3) Q4について

法科大学院生・修了生のうち、給費制から貸与制へと移行したことで「経済的不安が増した」と回答した者の割合が54%、「諦めることも考えた」と回答した者の割合が28%であった。実に82%もの回答者が貸与制移行を負担に感じている。

## (4) Q5について

法科大学院修了生で奨学金を借りている者の平均借入額は約350万円であり（日弁連の調査より）、これに貸与金借入額約300万円を加算し、法曹になった時点で少なくとも約600万円の債務を負うことになるという想定で質問を作成した。現在の自らの経済状況を離れ、自分がそのような想定下に置かれた場合における一般論を聞く趣旨で回答を求めた。

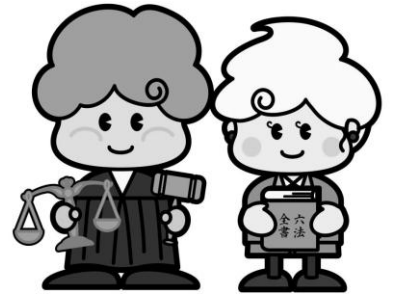
大学生のうち、法曹を目指すことを「迷う」及び「目指さない」と回答した者の合計割合が88%であった。この数値は、このような高額な債務を負うことが法曹を目指す際に極めて大きな足かせとなっている現状を示すものである。

## (5) Q6について

法科大学院生・修了生の70%が経済的理由によって法曹の道を諦めた人が身近にいると回答した。

# ビギナーズ☆パフコメ

## ―法曹養成過程における経済的負担について―



【Q1】 あなたの立場を教えてください。

- ① 大学生(学部 年) ② 法科大学院生 ③ 法科大学院修了生 ④ その他( )

【Q2】 あなたは法曹（裁判官・検察官・弁護士）になろうと思いますか？

- ① になりたいと思っている (→Q3-1へ)  
② 思ったことがある (→Q3-2へ) ③ 思わない (→Q3-2へ)

【Q3-1】 法曹になるまでの学費・生活費はどのように賄いますか？(複数回答可)

- ① 親の援助 ② 奨学金や貸与金の借入れ ③ 預金の取り崩し ④ その他( )

【Q3-2】 目指さない理由はなんですか？(複数回答可)

- ① 経済的負担 ② それ以外( )

【Q4】 司法修習生に対する給費制（給与）が貸与制（借金）へと切り替わったことで、法曹を目指す気持ちに変化はありましたか？

- ① 変わらない ② 経済的不安が増した ③ 諦めることも考えた  
④ その他( )

【Q5】 法科大学院入学から司法修習終了までの期間で約600万円の借金を背負うことになるとしたら、法曹を目指そうと考えますか？

- ① 目指す ② 迷う ③ 目指さない ④ その他( )

【Q6】 身近に経済的理由で法曹の道を諦めた方はいますか？

- ① いる ② いない

【自由記載欄】 給費制問題や法曹養成制度についてご意見等のある方は以下をお願いします。

ご協力ありがとうございました！

【連絡先】 ビギナーズ・ネット事務局 城北法律事務所（弁護士 種田和敏）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目17番10号 エキニア池袋6階

TEL：03-3988-4866-4822 / FAX：03-3986-9018

ビギナーズ・ネット ～司法修習生の給費制存続のための若手ネットワーク～

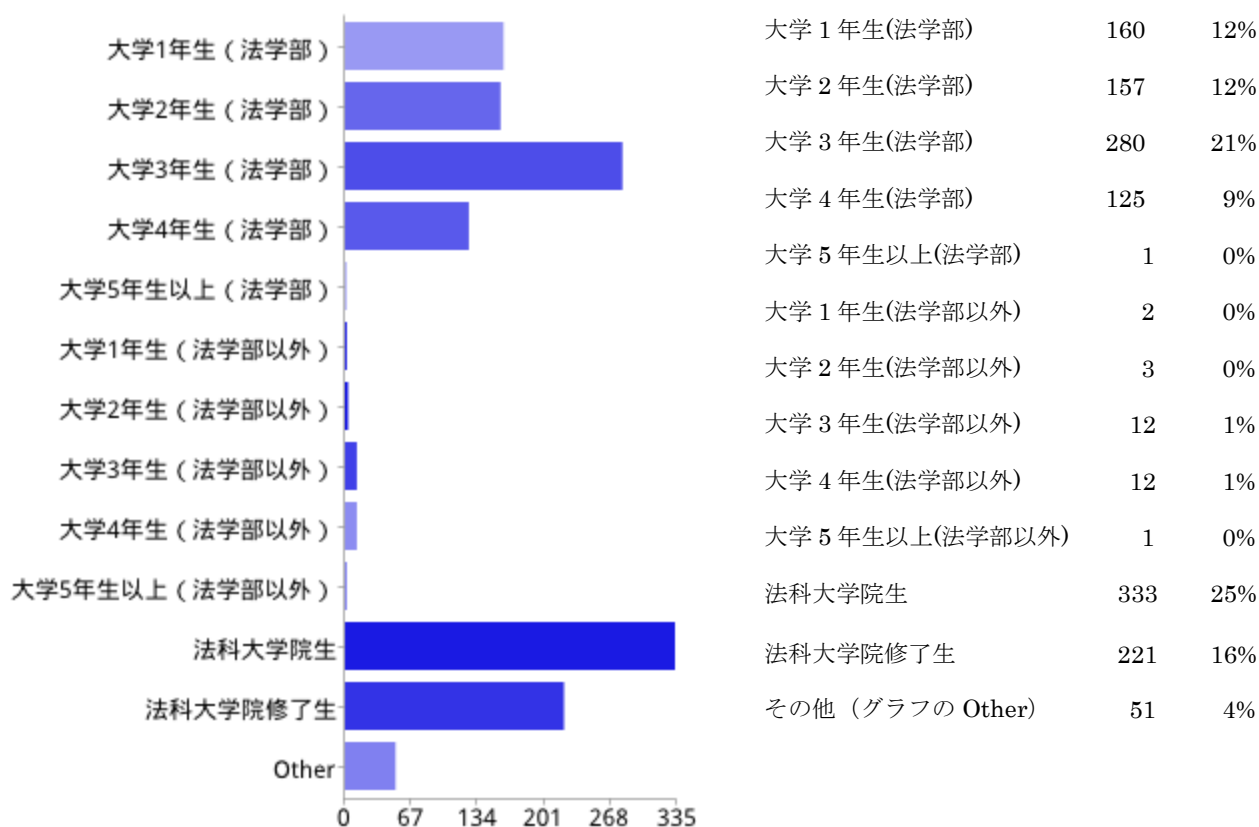
<http://www.beginners-net.com/>

2013年1月14日  
ビギナーズ・ネット事務局

## ビギナーズ☆パブコメ統計情報

2012年12月9日現在 回答総数1358

Q. 1 あなたの立場を教えてください。

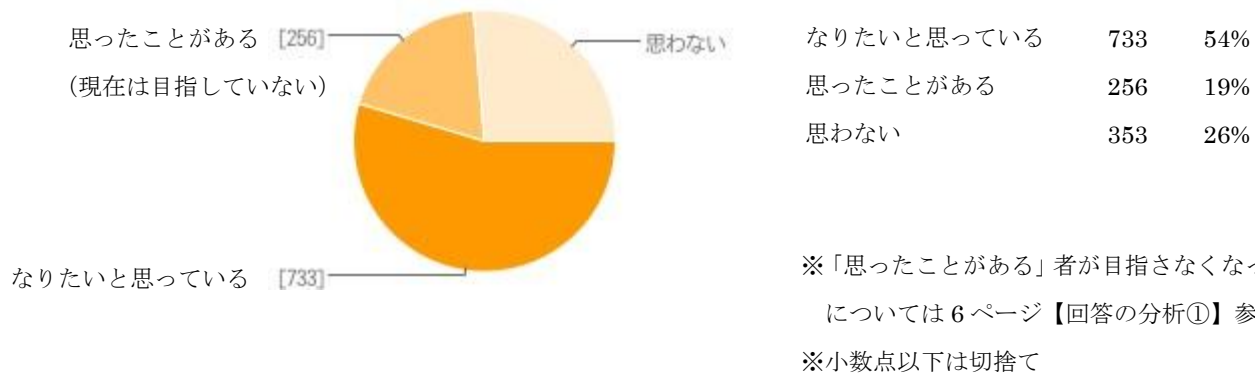


※小数点以下は切捨て

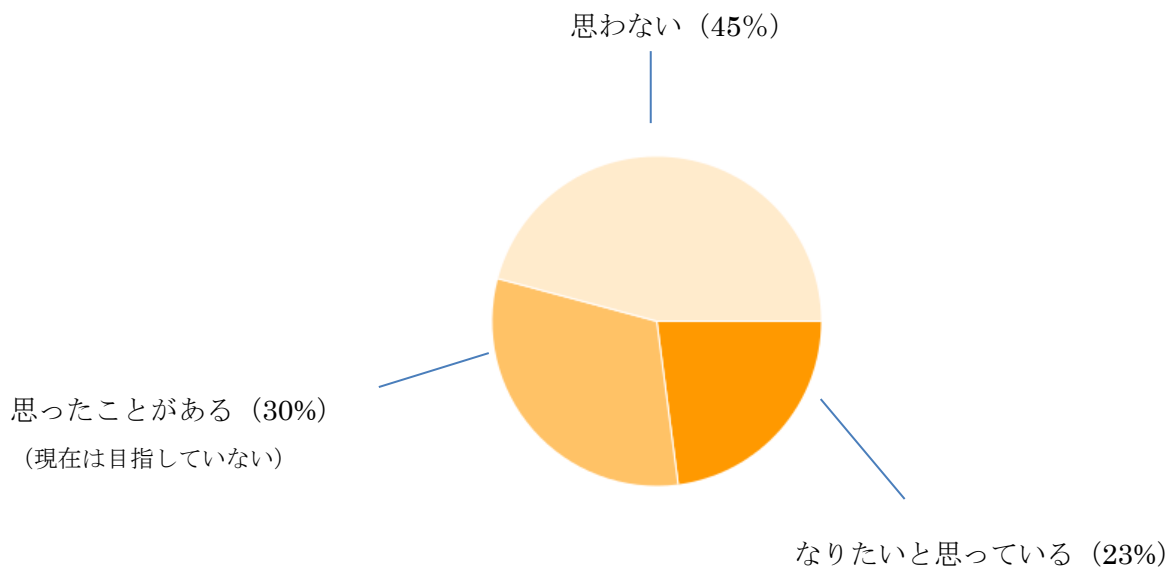
※「その他」の例

- ・司法修習生
- ・会社員
- ・研究職大学院在学学生
- ・大学講師
- ・法科大学院受験生
- ・パート社員
- ・予備試験受験生
- ・法律事務所事務員
- ・公務員

## Q. 2 あなたは法曹（裁判官・検察官・弁護士）になろうと思いますか？

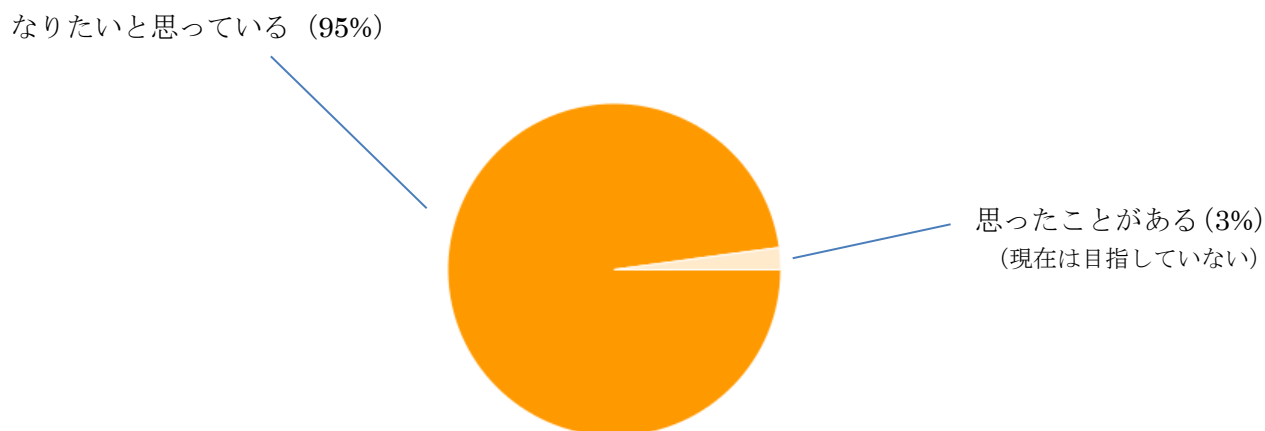


## 【Q. 2に対する回答の詳細①】学部生の回答



※「思ったことがある」者が目指さなくなった理由については6ページ【回答の分析②】参照。  
※小数点以下は切捨て

## 【Q. 2に対する回答の詳細②】法科大学院（修了）生の回答



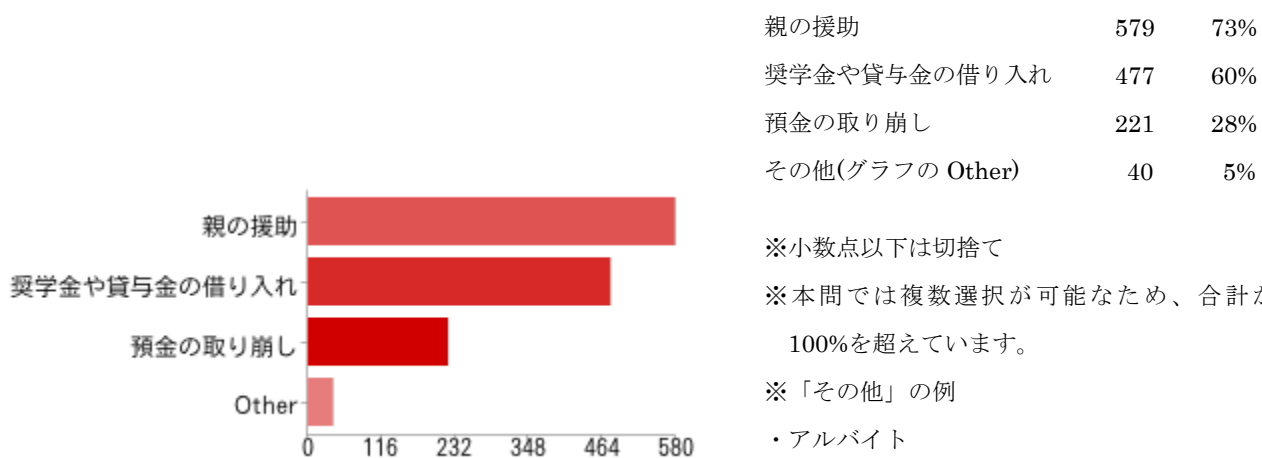
※「思ったことがある」者が目指さなくなった理由については6ページ【回答の分析③】参照。

※小数点以下は切捨て

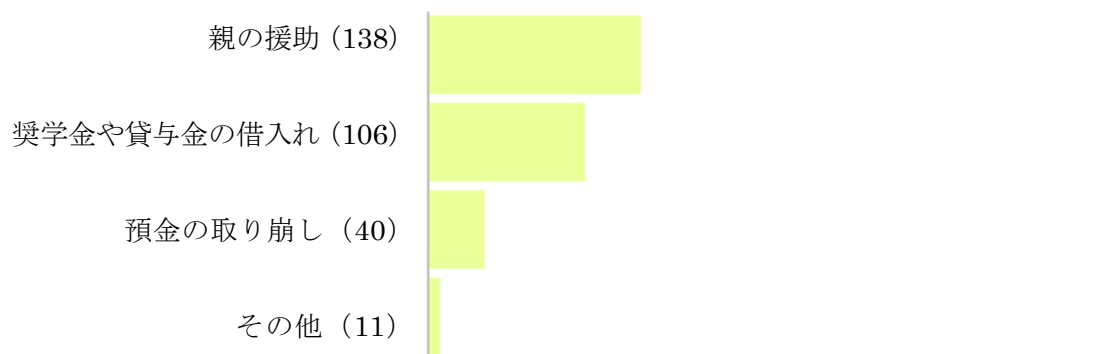
※「思わない」という回答は全体の0.4%  
回答が少なすぎて円グラフに表示できず。

## Q. 3-1 法曹になるまでの間、生活費はどのように賄いますか？（複数回答可）

※本問はQ. 2にて法曹に「なりたいと思っている」と回答した者を対象とする質問です。

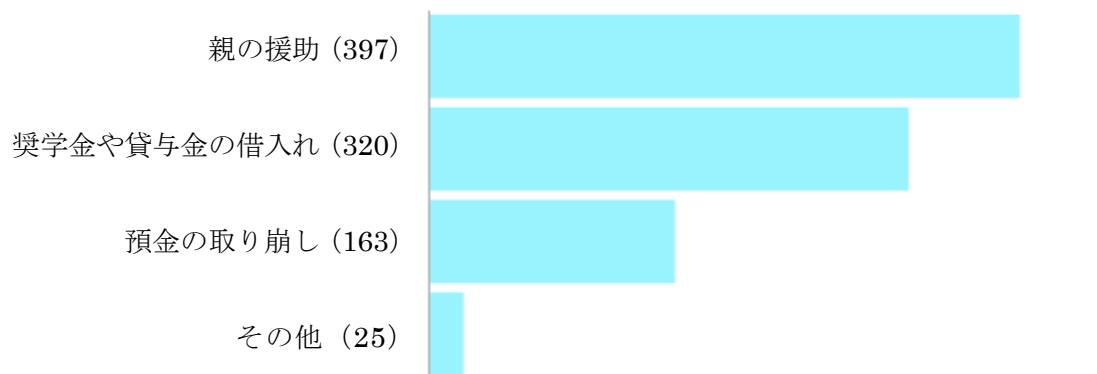


## 【Q. 3に対する回答の詳細①】学部生の回答



※「その他」はほぼすべて「アルバイト等で資金を貯める」。

## 【Q. 3に対する回答の詳細②】法科大学院（修了）生の回答

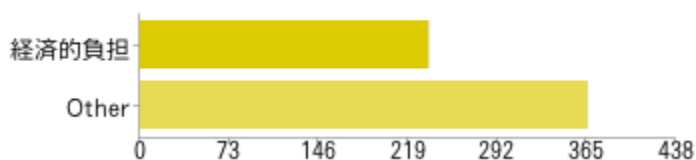


※「その他」はほぼすべて「アルバイト等で資金を貯める」。



## Q. 3-2 法曹を目指さない理由はなんですか？（複数回答可）

※本問はQ2にて法曹を目指したいと「思ったことがある」（現在は目指していない）または「思わない」と回答した者を対象とする質問です。



|                 |     |     |
|-----------------|-----|-----|
| 経済的負担           | 236 | 43% |
| その他(グラフの Other) | 366 | 67% |

※小数点以下は切捨て

※本問では複数選択が可能のため、合計が100%を超えています。

※「その他」の例

- ・司法試験が難しく合格できる自信がない
- ・公務員や民間企業に興味がある
- ・研究をしたい
- ・法曹になるまでに時間がかかりすぎる
- ・三振制が怖い
- ・超ハイリスクローリターンで魅力がない
- ・女性にはリスクが高すぎる(若いうちに子どもが欲しい、結婚できない等)
- ・弁護士の労働条件の悪化

## 【Q. 3-2に対する回答の分析①】

法曹を目指したいと「思ったことがある」（現在は目指していない）者が法曹を目指さなくなった理由



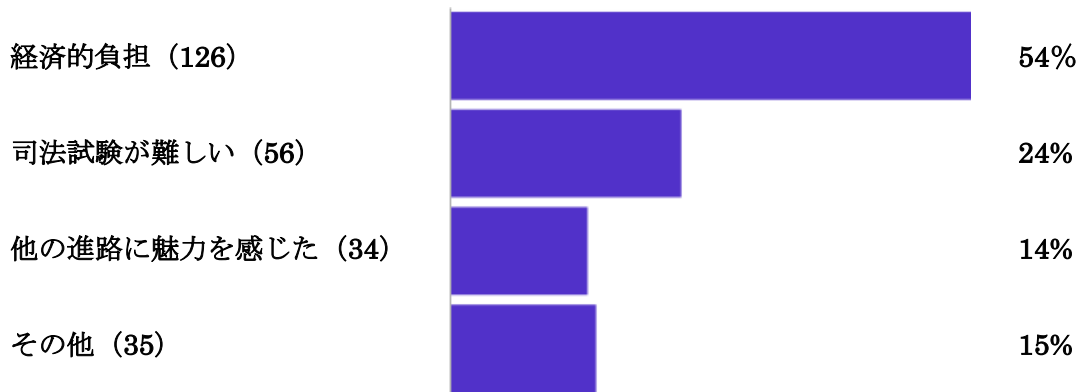
※小数点以下は切捨て

※その他の例

- ・司法試験に3回不合格になった
- ・就職先がない

## 【Q. 3-2に対する回答の分析②】

法曹を目指したいと「思ったことがある」(現在は目指していない) 学部生が法曹を目指さなくなった理由



※小数点以下は切捨て

※「その他」の例

- ・三振制度が怖い
- ・就職先がない
- ・法曹の将来性が不安

## 【Q. 3-2に対する回答の分析③】

法曹を目指したいと「思ったことがある」(現在は目指していない) 法科大学院(修了)生が法曹を目指さなくなった理由



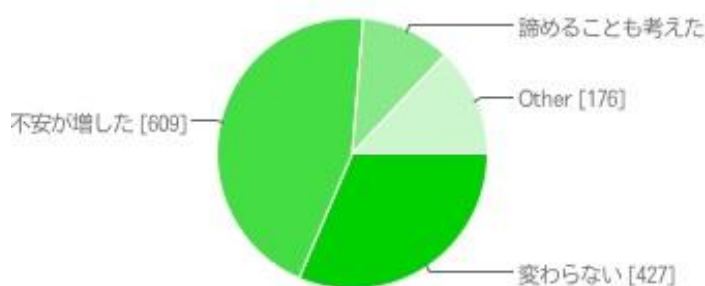
※回答者数は15名

※小数点以下は切捨て

※その他の例

- ・司法試験に3回不合格になった
- ・他の進路に魅力を感じた

Q. 4 司法修習生に対する給費制（給与）が貸与制（借金）へと切り替わったことで、法曹を目指す気持ちに変化はありましたか？



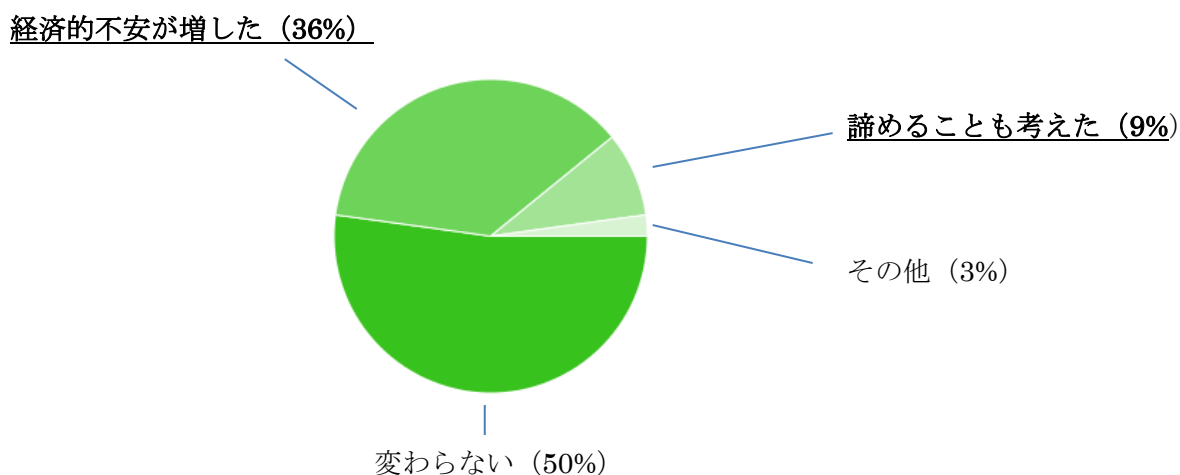
|                 |     |     |
|-----------------|-----|-----|
| 変わらない           | 427 | 31% |
| 経済的不安が増した       | 609 | 45% |
| 諦めることも考えた       | 146 | 11% |
| その他(グラフの Other) | 176 | 13% |

※小数点以下は切捨て

※「その他」の例

- ・在学中に貸与制に切り替わったので、いまさら進路変更は考えられない
- ・場合によっては断念することも覚悟している
- ・そもそも他の進路を目指している(学部生による回答)

#### 【Q 4に対する回答の詳細①】学部生の回答



※小数点以下は切捨て

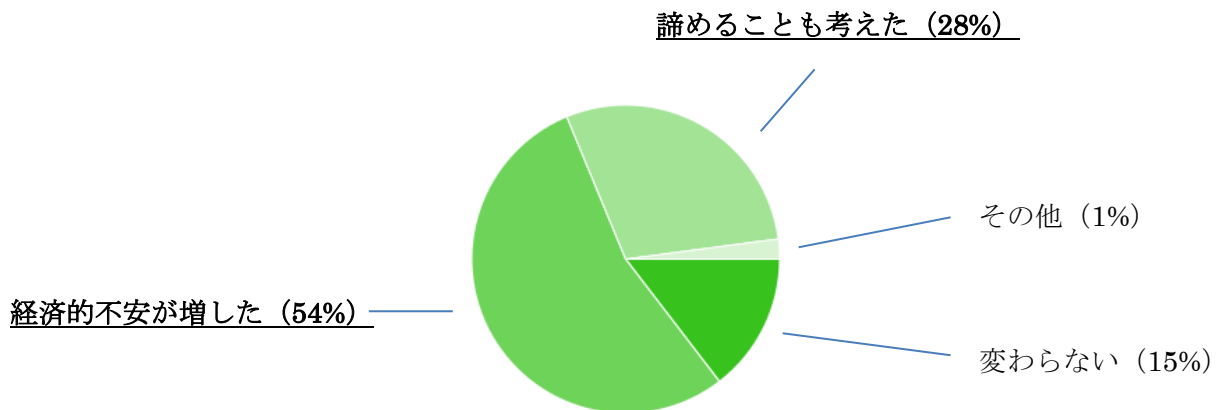
※「その他」の例

- ・もともと目指していない
- ・まだ進路が未定でわからない

#### 学部生に「変わらない」という回答が多い理由

学部生の回答者のうち、法曹に一度もなりたいたと思ったことがない者は実に45%に達する(2頁参照)。これらの者は、給付制が貸与制に切り替わっても志望に影響がないから、法曹を目指す気持ちについて「変わらない」と回答した者が多くなったと考えられる。

## 【Q. 4に対する回答の詳細②】法科大学院（修了）生の回答



※小数点以下は切捨て

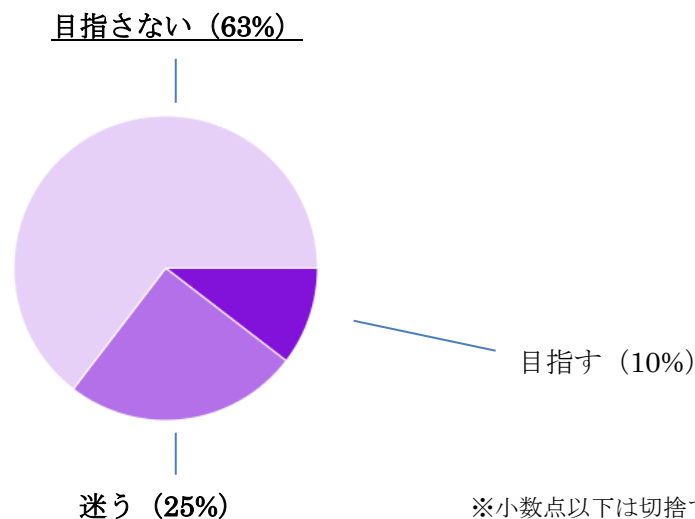
※「その他」の例

- ・司法試験には合格したいが、法曹を目指すかどうかは考えている。

⇒「経済的不安が増した」と「諦めることも考えた」の合計は 82%に達する。

Q. 5 法科大学院入学から司法修習終了までの期間で約600万円の借金を背負うことになるとしたら、法曹を目指そうと考えますか？

## 【Q. 5に対する学部生の回答】

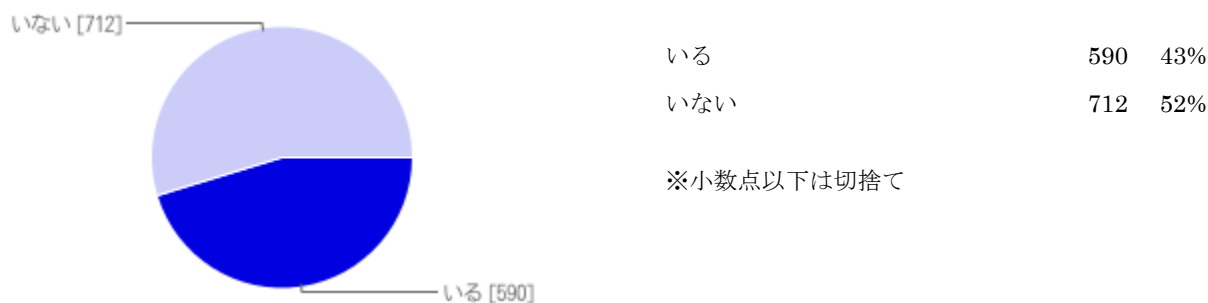


※小数点以下は切捨て

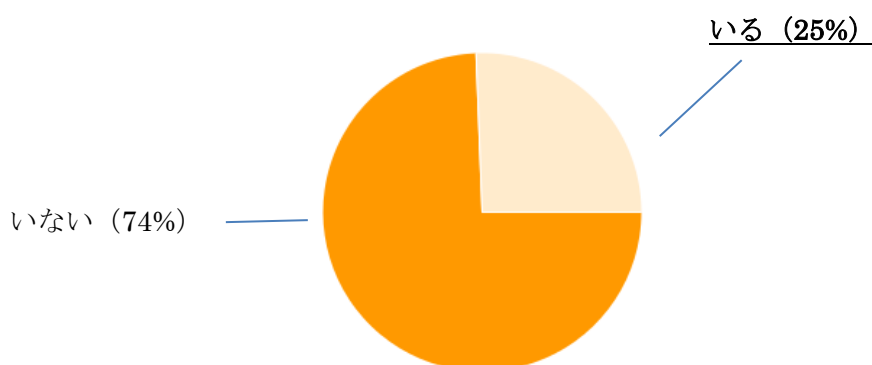
※「その他」は全体の0.1%。回答が少なすぎて円グラフに表示できず。

⇒600万円の借金を背負ってでも法曹を目指す者はわずか10%に過ぎない。

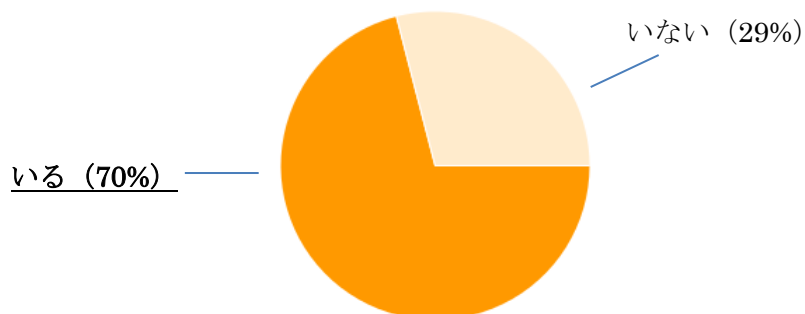
Q. 6 身近に経済的理由で法曹の道を諦めた人はいますか？



【Q. 6 に対する回答の詳細①】学部生の回答



【Q. 6 に対する回答の詳細②】法科大学院（修了）生の回答



⇒法科大学院（修了）生の70%が、経済的理由によって法曹の道を諦めた人が身近にいると回答。

## 【給費制問題や法曹養成制度についての意見（自由記載）】

### [大学生の声]

- ・給費制度は、日本の司法の未来のために残すべき。(大学1年生・法学部)
- ・経済的理由で法曹を目指すのをやめました。大学に入るのにも奨学金を借りている方は貸与制になったことで法曹を目指すしにくくなったのではないかと思います。法曹を育成するためにも、貸与制ではなく給付制に戻したほうが良いと思います。(大学4年生・法学部)
- ・実際に法曹の道を諦めた友達をみて、経済的にも時間的にも負担が大きい今の制度では、多様な人材どころか、優秀な人材すらとうてい集まらないと強く感じた。もし弁護士になったとしても、借金を抱え、自らの生活すらままならない者が、社会的正義の実現なんかできるのか疑問。(大学3年生・法学部)
- ・法曹を目指すための金銭的負担が他の進路に比べて重すぎる。法科大学院修了が法曹となるための前提となっているのに、司法修習中の生活費まで借金をすることになると、法曹としてのスタートが金銭的に大きくマイナスの状態からになってしまう。なおかつ弁護士の就職難や、収入減の現状を鑑みれば、法曹を目指すということがあまりにリスクな選択肢になってしまっている。(大学3年生・法学部)
- ・経済的にだいぶ不安があるので、小さい頃からの夢とはいえ、この話を聞くと少し迷ってしまう部分があります。でも僕は弁護士への道を諦めたくはないので、給与制にしてほしいなと思います。(大学3年生・法学部)

### [法科大学院生、同修了生の声]

- ・経済的な事情から、すでに大学からロースクールにかけて、相当の奨学金貸与を受けており、最終的には600万を超える返済が必要です。それでも夢を諦めたくないため勉強を続けていますが、正直経済的不安は考えるのが嫌になるほど感じています。(法科大学院在学学生)
- ・私は、とある政令指定都市の市役所に本年度合格しました。司法制度が給費制廃止も含めて崩壊している現状において、もはや司法試験に合格したとしても、法曹になろうとは現時点で思いません。(法科大学院在学学生)

- ・ すごく優秀で志もあり、人間性も優れている同級生が、法科大学院の学費・生活費・給費制終了のために、法曹への道を断念する姿を、何度も目にしてきました。私自身も、親の援助があるから何とかやっけていけるだけで、もしも親が貧しければ、あきらめていたと思います。財政的に恵まれている人物だけが法曹になるという事態が生じるのではないのでしょうか。（法科大学院在学学生）
- ・ 法曹の養成は社会全体の利益にかかわる問題なので、修習くらいは国費でまかなって欲しい。個人の負担には限界がある。（法科大学院在学学生）
- ・ 合格者が2000人にとどまっていながら、貸与制に移行するのは、立法事実の合理性が無くなっているのではないか。貸与制に移行するのであれば、せめて修習生の修習専念義務を課さないようにするなどの配慮が必要ではないか。（法科大学院修了生）
- ・ 多様な人材の確保などと謳っておきながら、制度設計は親に仕送ってもらいながら金銭負担に問題ない24才くらいでストレートで合格していく者を想定したものになっている。これでは多様性確保は絵に描いた餅だと思う。（法科大学院修了生）
- ・ 私は、非法学部で純粋未修で法曹を目指しました。ロースクール進学を親に相談したとき、経済的事情から、とても強く反対されました。ロースクールは、国立でも通常の大学院の倍学費がかかります。更に合格しても、まるまる1年修習が義務づけられるのにもかかわらず、そこでの収入が全くないとなると非常に苦しい状況です。  
忙しいロースクール時代にもずっとアルバイトをして、奨学金で生活費をまかなっていました。修習の貸与と合わせると、社会人になる時点で借金は1000万円を超えます。結婚や出産もしたいと思っていますが、それよりもまずは自分の借金をかえしていかなければと考え、特に出産のタイミングを悩ましく思っています。（法科大学院修了生）
- ・ 裕福な家の出身者でなければ弁護士になれない現在の制度には疑問を感じます。私は法曹となったのちは、社会的弱者を守る弁護士を目指していましたが、現在の制度のもとではまずは自己の多額の借金返済を目標にせざるを得ません。（法科大学院修了生）

### [66期司法修習予定者（今年の司法試験合格者）の声]

- ・ 今年の司法試験に受かり、66期修習予定者です。家庭に余裕がないため、貸与申請を行ないません。今、1番の心配は、司法修習で地方に行くことにならないか、です。実家から通えるならまだしも、地方修習になると金銭的負担が多くなり、たとえ弁護士になっても、借金返済のため儲かる仕事を優先せざるを得なくなりそうでとても心配しています。そもそも、私は弱者の立場に立って人権活動をしたいがために弁護士を目指しました。しかし、今の制度ではそれが叶わないのではないかと、思っています。そうすると、

なんのために弁護士になったのか、全く無意味に思えて仕方ありません。

- ・私は、今年合格しました第 66 期司法修習予定の者です。法曹になることをずっと応援してくれていた両親も、貸与制になったことや就職難等の理由により最近では公務員になることを強く勧めてくるようになりました。今年合格したにもかかわらずです！そのような両親の意向も無視できず、また自分としても法科大学院での奨学金に加え、貸与制で更に 300 万円程度借金を背負うことに不安があるので、現在は司法試験合格者対象の国家総合職試験法務区分を受験しています。もしこちらに合格した場合には、公務員になることも選択肢に入れてあります。修習生の経済的な負担は本当に大きなものです。一日でも早く給付制に戻ることを切に期待しています！

### [新 65 期司法修習生の声]

- ・新第 65 期修習生としてある地方へ配属されました。実家から通える修習地を希望しましたが認めてはもらえず、この配属先で単身で暮らすことになりました。実家に帰ろうとすれば、鉄道を使って半日はかかるところです。

そうして始まった修習でしたが、その期間中に親が亡くなりました。当然ながら実家に帰る必要があるものの、その交通費は借金で工面することになりました。修習生には給与は払われていないので、貸与資金から支出するしかないので。辞令で実家から離れたところでの修習になったというのに、亡くなった親のところへ戻る交通費は借金で払うのが今の仕組みです。

生前に交流のあった方々が故人を悼むのも自然な感情で、不相応なお金はかけられないにしてもお葬式をあげました。その費用も分担しましたが、給与をもらってないのでから貸与資金から出すしかありません。司法制度を運営する国の責任として法曹養成の過程にあるのに、身内の葬儀にかかる費用は借金をしてまかなうのです。

- ・私は、学部及び法科大学院に奨学金によって進学しました。さらに、貸与制によって借金は総額約 1000 万円に上ります。私は、ただ弱者の力になりたいという一心で努力してきました。にもかかわらず、国の身勝手な政策によってこれだけの経済的負担を負うことには納得がいきません。現在も、アルバイトをしながら生活費を賄っています。親は自己の借金も抱えているため、頼ることはできません。貸与制は、貧乏人は法曹になるなという理不尽な制度としか思えません。それでも私は法曹になる夢を諦めたくはない。

### [司法試験合格後、一般企業で働いている方の声]

- ・経済的に困難なため、法科大学院修了後、一般企業に就職せざるをえなかった。司法試験には合格したものの、司法修習に行く資金がなく、現在は司法修習に行けておりません。給費制が復活したらすぐに企業をやめて司法修習に行きたいです。



# 2011年～2013年に発表された給費制の存続・復活を求める弁護士会等の声明・決議一覧

(2013年1月24日現在)

| 日付     | 弁護士会     | タイトル  |
|--------|----------|---|
| 2011年  |          |   |
| 1月10日  | 熊本県弁護士会  | 司法修習生の給費制を1年延長する「裁判所法の一部を改正する法律」成立にあたっての会長声明      |
| 1月11日  | 第一東京弁護士会 | 司法修習貸与制施行延期に関する「裁判所法の一部を改正する法律」の成立にあたっての会長声明      |
| 1月12日  | 滋賀弁護士会   | 給費制1年延長に関する会長声明                                   |
| 1月13日  | 茨城県弁護士会  | 司法修習生の給費制永続化を求める会長声明                              |
|        | 広島弁護士会   | 給費制維持の会長声明  |
| 1月14日  | 埼玉弁護士会   | 給費制1年延長と今後の課題に関する会長声明                             |
| 1月25日  | 沖縄弁護士会   | 司法修習生に対する給費制を1年間延長する「裁判所法の一部を改正する法律」の成立にあたっての会長声明 |
| 2月1日   | 群馬弁護士会   | 司法修習給費制の存続に関する会長声明                                |
| 2月4日   | 第二東京弁護士会 | 司法修習生の給費制存続に関する法改正についての会長声明                       |
| 2月16日  | 奈良弁護士会   | 司法修習生の給費制を1年延長する「裁判所法の一部を改正する法律」成立についての会長声明       |
| 2月24日  | 長野県弁護士会  | (会長声明) 司法修習生貸与制施行延期に関する裁判所法一部改正にあたって              |
| 3月1日   | 広島弁護士会   | 司法修習生の修習資金貸与制を廃止し、給費制の復活を求める決議                    |
| 7月7日   | 宮崎県弁護士会  | 司法修習生「給費制」の維持を求める会長声明                             |
| 7月13日  | 岡山弁護士会   | 給費制の存続を求める会長声明                                    |
| 8月11日  | 横浜弁護士会   | 司法修習生の修習費用給費制存続を強く求める会長声明                         |
| 8月31日  | 日本弁護士連合会 | 法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめにあたっての会長声明                  |
| 9月2日   | 愛知県弁護士会  | 法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめにあたっての会長声明                  |
| 9月8日   | 札幌弁護士会   | 法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめに関する会長声明                    |
| 9月16日  | 埼玉弁護士会   | 法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめに関する会長声明                    |
| 9月29日  | 広島弁護士会   | 法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめに対する会長声明                    |
| 10月20日 | 茨城県弁護士会  | 法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめに関する会長声明                    |
| 11月11日 | 仙台弁護士会   | 貸与制施行に反対し、今国会での裁判所法改正による給費制存続を求める会長声明             |

| 2012年  |  |
|--------|--|
| 2月9日   | 秋田弁護士会<br>法曹養成制度の全体的な見直しと給費制復活に関する会長声明                   |
| 3月22日  | 横浜弁護士会<br>法曹養成制度の見直しを検討する間は給費制を維持することを求める会長声明            |
| 3月29日  | 札幌弁護士会<br>司法修習生に対する給費制の存続を求める会長声明                        |
| 7月27日  | 沖縄弁護士会<br>司法修習生の給費制復活を求める会長声明                            |
| 8月4日   | 山梨県弁護士会<br>「裁判所法の一部を改正する法律」の成立に伴い司法修習生の給費制の復活を求める会長声明    |
| 8月9日   | 埼玉弁護士会<br>裁判所法の一部を改正する法律案の成立に関する会長声明                     |
| 8月31日  | 佐賀県弁護士会<br>司法修習費用の給費制復活を求める会長声明                          |
| 9月10日  | 静岡県弁護士会<br>「裁判所法の一部を改正する法律」の成立に伴い司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明 |
| 9月24日  | 秋田弁護士会<br>司法修習費用の給費制復活を求める会長声明                           |
| 11月7日  | 福岡県弁護士会<br>司法修習生の修習資金の給費制復活を求める会長声明                      |
| 11月14日 | 横浜弁護士会<br>司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明                        |
| 11月27日 | 日本弁護士連合会<br>給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明                 |
| 11月30日 | 愛知県弁護士会<br>司法修習生への給費制の復活を含む適切な経済的支援を求める会長声明              |
| 12月12日 | 千葉県弁護士会<br>司法修習生の給費制復活を求める会長声明                           |
|        | 広島弁護士会<br>給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明                   |
| 12月13日 | 仙台弁護士会<br>司法修習生に対する修習費用給費制の復活を求める会長声明                    |
| 12月14日 | 札幌弁護士会<br>司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明                        |
|        | 長崎県弁護士会<br>給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を求める声明                    |
| 12月15日 | 兵庫県弁護士会<br>司法修習生の修習費用に対する給費制復活を求める会長声明                   |
| 12月18日 | 東京弁護士会<br>給費制の復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明                  |
|        | 群馬弁護士会<br>給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明                   |
|        | 宮崎県弁護士会<br>司法修習生に対する修習資金の給費制復活を求める総会決議                   |
| 12月19日 | 函館弁護士会<br>司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明                        |
|        | 香川県弁護士会<br>司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明                       |
| 12月25日 | 大分県弁護士会<br>司法修習生に対する給費制復活を求める会長声明                        |
| 12月27日 | 第二東京弁護士会<br>給費制の復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明                |
|        | 和歌山弁護士会<br>給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明                  |

|       |  |
|-------|--|
| 2013年 |  |
| 1月9日  | 大阪弁護士会<br>司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明        |
| 1月11日 | 秋田弁護士会<br>給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明   |
| 1月12日 | 山梨県弁護士会<br>司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明       |
|       | 長野県弁護士会<br>給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明  |
| 1月15日 | 旭川弁護士会<br>司法修習生に対する経済的支援を求める会長声明         |
| 1月18日 | 第一東京弁護士会<br>給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明 |
|       | 九州弁護士会連合会<br>第8回法曹養成制度検討会議に関する声明         |
| 1月21日 | 鹿児島県弁護士会<br>給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明 |
| 1月23日 | 栃木県弁護士会<br>司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明       |
|       | 岡山弁護士会<br>司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明        |
| 1月24日 | 京都弁護士会<br>司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明        |